

令和 3 年度事業報告書

令和3年度 事業報告書

一般社団法人島根県建設業協会

1. 会議等

- | | |
|------------|--------------------------|
| (1) 定時総会 | 1回 (5/25) |
| (2) 協議員会 | 1回 (5/25) |
| (3) 理事会 | 3回 (4/26 5/25 2/24 書面開催) |
| (4) 監査会 | 1回 (4/20) |
| (5) 各委員会 | |
| ① 総務運営委員会 | 2回 (9/24 1/20) |
| ② 土木委員会 | 2回 (12/10 1/26) |
| ③ 建築委員会 | 2回 (12/14 2/10) |
| ④ 労働委員会 | 2回 (12/16 2/2) |
| (6) 事務局長会議 | 2回 (4/12 12/23) |

2. 行政等との意見交換会、要望活動等（主なもの）

意見交換会

- (1) 中国地方整備局との意見交換会 (10/25)
- (2) 中国地方整備局営繕部との意見交換会 (12/13)
- (3) 中国地方整備局県内事務所との意見交換会 (4/7)
- (4) 島根県土木部との意見交換会 (4/28)
- (5) 島根県との意見交換会 (10/13)
- (6) 島根県建設生産システム合理化推進会議（島根県建産連、島根県）(11/9)
- (7) 島根県との意見交換会（委員会）(1/26 土木、2/10 建築、2/2 労働)
- (8) 建設業協会中国ブロック協議会 地域懇談会 (10/14 岡山)
- (9) 建設業協会中国ブロック協議会 意見交換会 (10/14 岡山)
- (10) 日本下水道事業団との意見交換会 (3/10)
- (11) C C U S 官民連絡協議会 (3/2)
- (12) 松江財務事務所 ヒアリング 4回

要望活動

- (1) NEXCO西日本に対する要望活動 (11/22 松江 12/3 広島 12/20 大阪)
- (2) 島根県土木部長へ橋梁上下部一括発注に関する要望活動 (1/21)

その他

- (1) 足立敏之参議院議員 災害調査 (9/7)
- (2) 災害復旧 島根県知事感謝状贈呈式 (2/9)
- (3) 島根県総合防災訓練 (10/23, 24 浜田市)
- (4) 中国地方建設現場の生産性向上研究会 (2/8)
- (5) 中国地方建設業社会保険加入推進・処遇改善協議会 (1/19)
- (6) ブロック別CCUS連絡会議 (12/20)

3. 人材確保・育成推進関係等事業

- (1) 講習会・セミナー等 ※開催なし
- (2) 高校生の現場見学会
 - ① 江津工業高校 建築・電気科 (9/7)
 - ② 出雲農林高校 環境科学科 (9/8)
 - ③ 松江農林高校 環境土木科 (10/12)
 - ④ 益田翔陽高校 生物環境工学科 (10/13)
 - ⑤ 出雲工業高校 建築科 (10/18)
 - ⑥ 松江工業高校 建築都市工学科 (10/21)
 - ⑦ 矢上高校 産業技術科 (10/28)
- (3) ジョブスガイド (生徒等に対する企業研究冊子・動画の提供)
- (4) 建設キャリアアップシステム普及事業
 - ① カードリーダー無償貸出事業 (44台購入 13台無償貸出)
 - ② CCUS説明会 (11/30 松江 12/1 出雲・浜田 12/2 隠岐)
- (5) シマケンフォトコン (フォトコンテスト事業)
- (6) 労働時間に関する法制度等の説明会
(7/14 浜田 7/16 出雲 7/21 隠岐 9/2 松江 12/9 大田 12/16 オンライン)
- (7) しまね建設産業イメージアップ女子会への活動支援
- (8) 企業型確定拠出年金（島根県建設業DCプラン）代表事業主業務
- (9) 島根県建設産業人材確保育成推進協議会 (9/10)

4. 調査・研究

- (1) 関係法令の研究
- (2) 建設工事の入札契約制度に関する調査研究
- (3) 公共工事積算に関する調査研究
- (4) 工事施工管理に関する調査研究
- (5) 建設業の人材確保・労働災害防止に関する調査研究
- (6) 建設業の再生・経営革新に関する調査研究
- (7) BCPに関する調査研究

- (8) 戰略的広報の調査研究
- (9) 社会保険加入の調査研究
- (10) 会員の現状に関する調査研究
- (11) 生産性向上に関する調査研究
- (12) 技術者の労働環境についての調査研究
- (13) 「働き方改革」に関する調査研究

5. 関係機関との協力

(1) (一社) 全国建設業協会

- (協議員、労働委員長、建設ICT専門委員、労働問題専門委員、地域CCUS推進委員)
- ① 定時総会 (6/8 欠席)
 - ② 協議員会 (9/15 中止 3/15 中止)
 - ③ 全国会長会議 (11/17)
 - ④ 全国建設業協会と国土交通省道路局との意見交換会 (7/9)
 - ⑤ 労働委員会 (7/1 3/4WEB)
 - ⑥ 地域CCUS推進委員会 (9/13WEB 3/25WEB)
 - ⑦ CCUS普及に係る日建連・全建と国交省・振興基金との懇談会 (1/13)
 - ⑧ 建設業社会貢献活動推進月間中央行事 (7/13 欠席)
 - ⑨ 全国建設労働問題連絡協議会 (11/8)
 - ⑩ 全国専務事務局長会議 (3/25 中止)

(2) (公財) 建設業福祉共済団 (理事、運営専門委員)

- ① 理事会 (11/29 1/27 書面開催)
- ② 運営専門委員会 (11/17)

(3) (一財) 建設業振興基金 (参与、有志懇談会委員)

(4) 西日本建設業保証株式会社 (監査役、島根保証事業審議会)

- ① 定時株主総会 (6/23)
- ② 取締役会 (6/23 9/29WEB 11/30 2/25)
- ③ 島根保証事業審議会 (2/8 中止)

(5) 建設業退職金共済事業 (評議員、財務問題・基本問題検討委員)

- ① 評議員会 (6/30 11/18 書面開催 3/15 書面開催)
- ② 財務問題・基本問題検討委員会 (6/30 11/17)
- ③ 支部事務局長会議 (3/22WEB 会議)
- ④ 事務担当者会議 (4/22WEB 6/10WEB)
- ⑤ ブロック別加入・履行促進支部事務担当者会議 (11/22WEB)

(6) 建設業労働災害防止協会島根県支部への協力

(7) 島根県土木施工管理技士会への協力

(8) 島根県建設産業団体連合会への協力

- (9) 島根県農林建設業協会連合会への協力
- (10) その他関係機関との協力（主なもの）
 - ① (公財) 島根県暴力追放県民センター
 - ② (公財) 島根県防犯連合会
 - ③ (公財) 島根県建設技術センター
 - ④ 第71回全国植樹祭島根県実行委員会
 - ⑤ (公財) 島根県環境管理センター
 - ⑥ 島根県職業能力開発協会
 - ⑦ (一社) 島根県警備業協会
 - ⑧ 島根県生コンクリート品質管理監査会議
 - ⑨ 島根県不正軽油対策協議会
 - ⑩ 中国受信環境クリーン協議会
 - ⑪ 島根県建築住宅施策推進協議会
 - ⑫ 島根県中小企業団体中央会（情報連絡員）
 - ⑬ 島根県道路利用者会議
 - ⑭ 島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会
 - ⑮ しまねエコライフ推進会議（事業者部会）
 - ⑯ 島根県警察官支援の会
 - ⑰ 第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会
島根県準備委員会
 - ⑱ (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部 運営協議会

6. 関係機関の取扱事務

- (1) 島根県土木施工管理技士会 事務
- (2) 島根県建設産業団体連合会 事務
- (3) 島根県農林建設業協会連合会 事務
- (4) 建退共島根県支部 事務
- (5) 建設業労働災害防止協会島根県支部 事務
- (6) 建設業福祉共済団 募集事務
- (7) 島根県建設業会館 管理事務
- (8) 青年部会 事務補助

令和 4 年度事業計画書

目 次

まえがき	1
1. 社会資本整備の計画的推進のための安定的な 公共事業予算の確保と災害に強い県土づくり	2
2. 建設業界の新時代を築く職場環境の整備	4
3. 担い手確保の取組み	5
4. 社会的責任への取組み	7
5. 労働災害防止対策の推進	7
6. 戦略的広報及び社会貢献活動の推進	8
7. その他事業・行事の開催	9

まえがき

新型コロナウィルスは世界的に感染が拡大して3年目を迎えた。ウイルスはこの間幾度となく変異を重ね、国内では現在第7波に突入したとの見方もあり、予断を許さない状況が続いている。移動自粛に伴うオンライン会議の併用やテレワークの推奨等、日常生活も働き方も一変し、コロナ収束後もニューノーマルとして一定程度定着するのは自然の流れではあるが、ここにきて対面の重要性も改めて指摘されている。

弱毒化しつつあるとの見立てもあるが、世界を見渡しても未だ勝利宣言の報は無い。手軽な経口薬の開発などにより、ノーマスクで日常生活が過ごせる克服の瞬間の1日も早い到来が望まれる。

一方、ロシアのウクライナへの軍事侵攻は正気を失ったとしか言いようがない信じ難い蛮行であり、断じて許されるものではない。国際ルールを破壊する脅威であり、戦火によりこれ以上民間人をはじめ、犠牲者を出さないよう、またエネルギーや原材料の調達困難、高騰に伴う世界経済への計り知れない影響を解消するためにも、ロシアは国際社会の一員として一刻も早く自ら賢明な決断をしなければならない。

転じて国内の建設業界を取り巻く状況を見ると、10年連続で公共工事設計労務単価が引き上げられた。加えて歩掛や一般管理費率の見直しなど、賃上げや経営基盤強化への取組がさらに前進した。また、公共事業関係の令和4年度当初予算は国交省全体で前年度並みの国費5兆2千億円余（前年度比1.00）、令和3年度補正と合わせ国費約6兆8千億円が計上された。これにより、山陰道整備や斐伊川・江の川改修をはじめとする工事が重点的に推進される。

また、島根県土木部では公共事業費として671億円（前年度比1.06）と令和3年度補正の155億円、合わせて827億円が計上され、令和3年度当初及び前年度補正の合計額と比べ実質9%の増額となった。

そうした中、重点的に取り組んできた「働き方改革」は施工時期の平準化や週休2日工事の拡大、適正な工期設定、ICT活用の進展、書類の簡素化など多くの成果が結実しつつあるが、未だ道半ばであり、担い

手確保に繋げるためには引き続き多くの課題に向き合わなければならぬ。特に賃上げをはじめとする技能者の待遇が目に見える形で改善されなければ、業界の健全な発展、生き残りは見通せない。

我々が自然災害等から県民の安全・安心を守る「地域の守り手」としての使命は今も昔も変わらない。中山間地で暮らす高齢者をはじめ、県民に頼られる企業として地域に根差し、存続していかなければならぬ。

その期待に応え、事業を承継していくためには、経営基盤の安定や担い手を確保するための環境整備が肝要であることは言うまでもない。

働き方改革関連法による時間外労働の罰則付き上限規制の適用も令和6年4月に迫り、いよいよカウントダウンの段階に入った。「働き方改革」の取組みはまさに正念場を迎えている。

以上のような状況を踏まえ、島根県建設業協会は以下のとおり令和4年度の事業計画を策定し、各地区建設業協会と連携しつつ、地域建設業の発展のため、引き続き積極的に事業活動を展開することとする。

1. 社会資本整備の計画的推進のための安定的な 公共事業予算の確保と災害に強い県土づくり

(1) 公共事業予算の持続的・安定的な確保と社会資本整備の計画的推進

東日本大震災の復興が目標の10年を迎える中、東京オリンピック・パラリンピックが開催された。今後国家的なプロジェクト等への官民挙げての大規模投資は2025年に開催予定の大阪・関西万博博覧会へ軸足が移り、関西エリアの経済活動がさらに活発になると見込まれる。

一方で、社会インフラの整備が遅れている本県では、道路改築や河川改修など未だ十分とは言えない状況であるが、少子高齢化が進み人口減少にも歯止めがかからない現実を前に、今後の公共投資が一層厳しくなることも視野に入れつつ、これまで以上の工夫と熱意をもって要望活動を行っていく必要がある。

また、新型コロナウィルスの感染拡大は収束の見通しが立たず、依

然としてワクチン頼みの状況が続いている、疲弊した経済や困窮する生活への対策により、国も地方も財政状況の悪化が懸念される。いかなる状況にあっても、建設業は地域経済や雇用を支え、インフラの担い手、守り手として不可欠なエッセンシャルワーカーである。財政事情を理由に公共事業を削減するようなことがあってはならない。

建設業者は受注工事から適正な利益を得て健全な企業経営を行い、若者に魅力ある働く場を提供するとともに、地域の安全・安心の守り手である技術者や技能者のスキルとモチベーションを高めていくことが何よりも重要である。

今年度も社会資本整備を強力に推進するために必要な予算の増額確保に向け、全国建設業協会と協同してあらゆる機会をとらえて政府や関係機関に提言・要望活動を展開する。

(2)「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」への対応

頻発する災害を未然に防止するために策定された「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」が2年目に入った。5年で15兆円という大規模な計画に基づき、初年度分は令和2年度3次補正として1兆3千6百億円余が計上された。2年度目として令和3年12月補正で1兆2百億円余が計上され、併せて新たな制度として導入された

「事業加速円滑化国債」として1千1百億円が設定された。このため実質的には最長でもほぼ1年の工期となる厳しい受注条件が一部緩和された。いずれにしても、この受注状況が次年度以降の予算措置に影響することが無いよう、業界としては全力で取り組む必要がある。

同時に、当初予算での措置を引き続き要望していく必要がある。

(3)関係諸機関との意見交換会の開催

毎年行っている国土交通省や島根県との意見交換会においては、地域建設業が抱える諸課題や国土交通省並びに島根県の政策課題等について、官民連携してその解決に向けた取組みを進めるよう議論を重ねている。

「働き方改革」については、情報共有システム（ASP）の活用拡大による生産性の向上や書類の簡素化等において、発注者の協力を得てこ

これまで一定の成果が得られている。これらは今後週休2日制導入の取組みを推進していく上でも重要なファクターであり、確実に根付かせることが重要である。

そのため、今年度も同様に関係諸機関との意見交換会を開催し、受発注者双方の働き方改革の実現に向けて様々な事案について議論を継続していく。

2. 建設業界の新時代を築く職場環境の整備

新型コロナウィルス感染防止対策として、企業や学校ではテレワークやオンライン授業が推奨され、学びや労働の環境が大きく変化した。従来から建設業界は製造業との比較において、機械化や合理化等が遅れているとされてきたが、この機に乗じてDX等、生産性向上に果敢に取り組んでいく必要がある。

建設労働者の減少が今後急速に進んでいくと危惧されることから、生産性をさらに高め、これを補う必要がある。そのための強力なツールとなり得る「情報共有システム(建設ASP)」の幅広い活用を図るために、令和2年度から受発注者共同で研修会を開催するなど普及に努めている。引き続き島根県の協力を得て取り組んでいく。

近年、少子化が進む上に職業校への進学数も減少傾向にあり、特に中山間地における小規模企業では若年労働者の確保に苦慮する状況が続いており、将来的に存続が危ぶまれるところであるが、地域の安全を確保する上では事業承継が地域存続の鍵となる。

そのため、各地域の維持修繕工事等でも確実な利益を得ることができるよう、発注や受注の新しい方式を島根県の協力を得て研究を重ねていく。

また若者が強く望む週休2日制の導入や長時間労働のイメージ払拭に努め、魅力ある職場をアピールすることも重要である。

(1) 地域社会を支える建設業の健全な発展

2024年4月から適用となる時間外労働の罰則付き上限規制に如何に対応していくかが目前の大きな課題である。長時間労働の是正を

含めた「賃金・休日等の労働条件の改善」について、時間軸を持ちながら着実に取り組んでいく必要がある。

完全週休2日制の実現に必要となる適正な諸経費の計上や工期設定、長時間労働規制への対応等、地域建設業の完全週休2日制導入が早期に実現できるよう、受発注者相互の理解と協力、努力が不可欠である。

これらの実現の見通しや改善の実態を公表することで、まずは県内の学生や教職員などの就職指導関係者に、地域建設業界が健全な魅力ある就職先として確実に認識されることが必要である。

(2)新扱い手3法への取り組み

令和元年6月、扱い手3法の改正が行われたが、未だに品確法に基づく運用指針の浸透、徹底に課題を残す市町村があることから、受注者の立場から、引き続き働き掛けを行っていく必要がある。

3. 扱い手確保の取り組み

(1)週休2日制度導入の取組み

扱い手確保・育成及び建設業界で働く技術者、技能者の労働環境改善の観点から、「働き方改革」実現のため様々な取り組みを行ってきた。

書類の簡素化については国土交通省、島根県の協力を得て相当数の事案について改善が図られたところであるが、DXの進展などを踏まえた不断の見直しが必要であり、引き続き協議を重ねていく。

また、情報共有システム(建設ASP)の推進は生産性の向上のみならず、新型コロナウィルスのような感染症の流行時にも、安全を確保して工事を進める上で有力なツールであるとの認識が定着しつつあり、さらなる普及活用を進めていかなければならない。

適正な工期の設定については、週休2日制の実施のための工期変更協議に応じる方針が示されたこと、また発注者指定型を含め、受注者の帰責事由によらず、週休2日が履行できなかつた場合、補正係数などの取扱いを協議事項とするなど、島根県の前向きな対応が図られた。今後は現場レベルで具体的な検証を重ねていく。

週休2日制の導入など、技術者、技能者の処遇改善には、大きな経営

リスクを伴うが、引き続き新3K（休暇、給与、希望）を高らかに掲げ、魅力ある建設業界の構築に万全を期して取り組みたい。

（2）建設キャリアアップシステム(CCUS)への対応

平成31年4月に本格導入された建設キャリアアップシステムは、令和4年3月現在で全国の事業者登録約12万社（一人親方を除く）、技能者登録約86万人（全技能者数318万人）、就業履歴数も累計313万履歴に達しており、大きく動き出している。

一方で県内の普及は思惑通りには進んでいない状況である。導入費用や手間の問題、とりわけ技能者が登録することへのメリットが明確でない点などが地域建設業への普及拡大に少なからず障害となっている。しかしながら、時代の大きな流れの中で様々な仕組みが変わりつつある社会の変化に対応していく上で、高齢化が進み、減少しつつある技能者の待遇改善を目的とするCCUSは業界全体として近い将来の大きなメリットに繋がっていくものと考えられる。

具体的には、建退共やハローワークとの連携、社会保険加入状況の確認などCCUS活用原則化のスケジュールと令和5年度からの完全実施に向けた道筋が示されている。

県では、令和3年12月から総合評価方式の評価項目に加えた試行工事が導入され、令和4年8月から本格運用とする方針が示された。国において経営事項審査への加点も検討されている中、引き継ぎ工事成績評定での加点など、さらなるインセンティブについて島根県をはじめ、発注者と引き継ぎ協議していく必要がある。

技能労働者の待遇改善が実現することは、地域建設業にとっても大きなメリットになると考えられることから、引き継ぎ事業者や技能者の登録を呼びかけ、CCUS活用が進むよう努めていく。

（3）女性・高齢者の更なる活躍に向けた環境整備への取組み

人口減少による労働力不足が全産業の抱える大きな課題となっている中、建設業界では女性が活躍する場が徐々に増えつつある。女性が働きやすい就労環境を整え、広くPRすれば、更に増える可能性はある。女性の活躍の場が広がり、業界で女性が活躍するのが当たり前となる

ことを期待したい。

また、近年、実業高校、高専においては、理工系で学ぶ女性も多くなってきている。ＩＣＴの導入が推進されつつある建設業界でも女性が活躍できる場を積極的に提供できるよう、業界を挙げて取り組んでいきたい。

出産育児という大切な役割を担う時期があっても、産休や育休制度がきちんと活用できる環境が整えられ、一定の期間を経た後に復職し、再び活き活きと活躍できるなど、安心して将来のキャリアが見通せるようにするためにには経営者の理解と努力が必要である。

4. 社会的責任への取り組み

主として公共事業を受注・施工する私たちは、国や県がデザインする地方創世を実現する一部を担っている。

「島根県創生計画（2020～2024）」では、将来像を実現するための3つの柱、8つの基本目標のうち、5つの項目が建設業に関連しており、地方創世を担う責任の大きさを改めて肝に銘じる必要がある。

言うまでもなく、私たちはコンプライアンスに則った事業活動を行い、島根県の発展のために良質なインフラを提供する責務がある。今後も関係団体と連携し、地域社会に貢献していく。

5. 労働災害防止対策の推進

(1)建設業における墜落・転落災害等の防止

「第13次労働災害防止計画（2018年度～2022年度）」では、建設業において重大事故の危険性が高い墜落・転落災害の防止を強化するため、フルハーネス型の安全帶着用が義務化された。

併せて策定された「墜落制止用器具（安全帯）の安全な使用のためのガイドライン」等に基づき、引き続き安全対策に万全を期したい。

(2)労働安全衛生対策の推進

働く者の安全と健康の確保は、いかなる状況にあっても最優先する課題であり、働き方の多様化が進む中で、労働安全衛生法をはじめとする関係法令の周知徹底が図られるよう、建災防島根県支部と連携して研修会・講習会を開催し、働く者の安全と安心の確保が図られるよう積極的に取り組む。

労働災害ゼロを目指し、各社の一層の自覚と努力が必要である。

協会としても、引き続き島根労働局や島根県の参加を得て、特別安全パトロールを実施するなど、労働災害防止活動について建災防島根県支部安全指導者と連携して取り組む。

6. 戰略的広報及び社会貢献活動の推進

(1)積極的な広報活動の推進

これまで、建設業界は災害発生時の危険な初動活動や夜間待機後の未明から除雪作業を行うなど、厳しい環境下でも県民の安全・安心を確保する役割を担ってきた。

しかしながら、近年、若年者の入職が著しく減少しており、近い将来、従来の体制維持が困難になることが予想されることから、戦略的な広報活動によって、建設業への理解を深めてもらう必要がある。

引き続き、協会のホームページやSNSの活用、専門誌や一般紙等のマスコミ媒体を通じて、建設業の必要性、重要性、魅力を広くPRし、地域にとって欠かせない業界として認知されるよう、官民一体となって戦略的な広報に取り組む。

また、発災現場等でグリーンの全建ベストの着用促進を図り、国土交通省をはじめ関係機関と連携し、建設業界イメージカラーとする取組みを行う。

(2)社会貢献活動の推進

会員企業は、地域社会のリーダーとして、地域住民の安全・安心な暮らしを守るために、災害時の応急復旧活動、地域防犯活動にとどまらず、地域のまちづくりの取組みや各種イベントへの参加、環境保全、美化活動など地域の牽引者として、積極的に地域社会への貢献に努める。

7. その他事業、行事の開催

1 会議

- (1) 定時総会
- (2) 理事会(2年に1回は東京開催)
- (3) 監査会
- (4) 正副会長会
- (5) 協議員会
- (6) 総務運営、土木、建築、労働の各委員会
- (7) 青年部会
- (8) 事務局長会議
- (9) 全職員会議

2 連絡・協議・諸会議

- (1) 発注機関、並びに関係機関との連絡協議
- (2) 関係団体、並びに関連産業との連絡協議及び諸会議

3 調査・研究

- (1) 関係法令の研究
- (2) 建設工事の入札契約制度に関する調査研究
- (3) 公共工事積算に関する調査研究
- (4) 工事施工管理に関する調査研究
- (5) 建設業の人材確保・労働災害防止に関する調査研究
- (6) 建設業の再生・経営革新に関する調査研究
- (7) B C Pに関する調査研究
- (8) 戦略的広報の調査研究
- (9) 社会保険加入の調査研究
- (10) 会員の現状に関する調査研究
- (11) 生産性向上に関する調査研究
- (12) 技術者、並びに技能者の労働環境に関する調査研究
- (13) 「働き方改革」に関する調査研究

4 要望・陳情

- (1) 関係機関に対する要望・陳情

5 業界発展と会員の連帯感

- (1) 会員企業の地位の向上と振興
- (2) 表彰並びに被表彰者の推挙
- (3) 会員相互の協調推進と団結